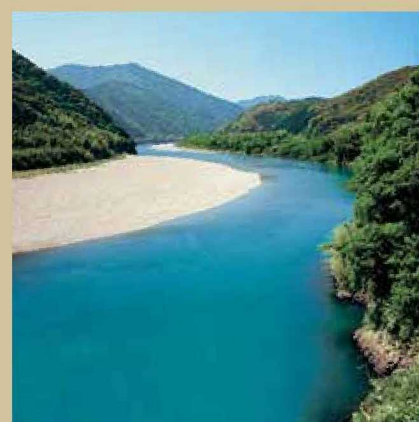
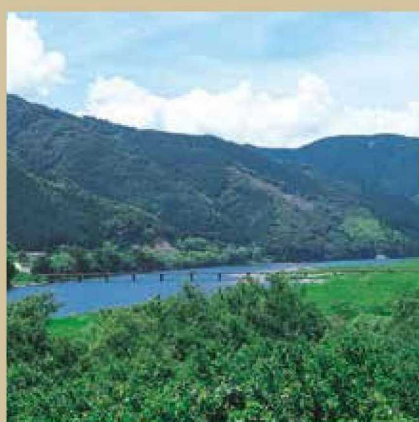


重点地域における 許可制度のあらまし



令和3年3月1日施行

高知県

はじめに

四万十川について

四万十川は、津野町北西部の不入山いらすやま（標高1,336m）の中腹を源流点とし、蛇行を繰り返しながら多くの支流（319本）を集めて大河となり、四万十市で土佐湾に注いでいます。

源流から河口までの川の長さは196km（全国11位）、流域の面積は2,186km²（全国27位）の一級河川であり、流域には約9万人の人々が生活をしています。

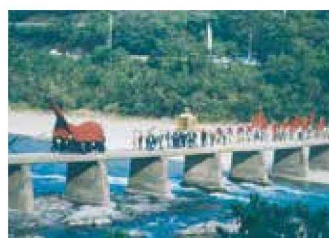
四万十川は、自然のままの姿を多くとどめ、日本の原風景ともいえる風情を残しながら、流域の人々に多くの恵みを与えています。また、地域固有の生活や文化、歴史が四万十川と密接にかかわり、流域の人々の暮らしや心の中にしっかりと根付きながら脈々と伝えられています。これらは、いずれも高知県の貴重な財産となっています。



四万十川条例について

高知県では、四万十川の保全を進めることで、その価値をいっそう高め、四万十川を生かした流域の振興を目指す、環境をテーマとした魅力ある地域づくり、誇りある地域づくりを進めるため、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例を平成13年3月に制定しました。

条例に基づき、四万十川と一体的な生態系・景観を形成している地域などを、保全のための方策を重点的に行う「重点地域」として指定しています。



また、重点地域内で行われるさまざまな行為について「許可制度」を設け、自然環境や景観に配慮していただくための基準を定めています。（平成18年10月1日施行）

この基準に沿った行為を行っていただくことにより、自然環境や文化的な景観が保全され、そのことが流域の振興につながることを期待しています。

許可制度の改正概要

許可基準の植栽にかかる記載に対し、「在来種」を追加しました。

【背景】

平成30年4月の規則改正により、周辺の景観と調和するよう植栽や木柵等による修景（遮蔽）を許可基準に追加し、許可制度を運用してきました。しかしながら、植栽樹種の選定において外来種による修景の計画が申請されるなど、生態系配慮の面での対策が必要となりました。

【ポイント】

植栽にかかる記載（植栽、緩衝帯、緑地）に対し、「在来種」の表現を追加
（施行規則 第22条第2項、第22条第3項、第28条第2項、第28条第3項）

なお、樹種については、流域内でも地域によって植生が異なり、指定することでかえって周辺景観との調和を妨げる可能性があるため、現行どおり運用上での例示とします。

対象行為：鉱物の堀採・土石の採取、土地の形状変更、建築物、工作物の新築、増築、改築又は移転、屋外における物品の集積又は貯蔵

規制河川：四万十川本川及び主要5支川

規制区域：回廊地区及び保全・活用地区

規制規模：施行規則第25条及び第29条による（変更無）

生態系の保全(7項目)

① 重要な動植物の保全

行為地は、自然環境保全法第4条に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」による特定植物群落の生育地^{注1)}でないこと。

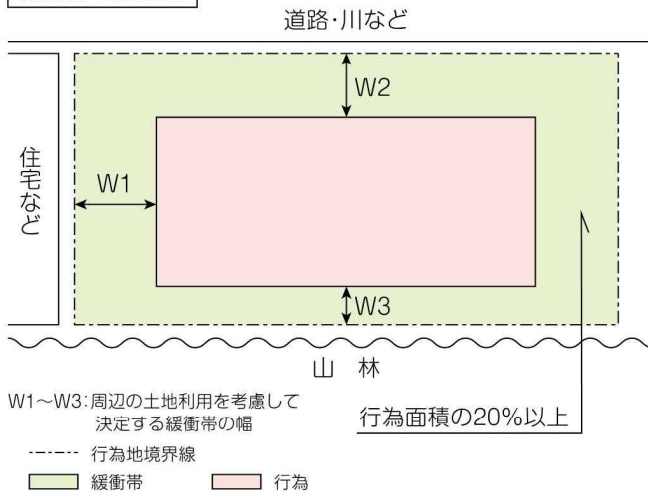
注1)「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料：A2版」を参照

② 緩衝帯の配置

次に掲げる条件を満たしていること。

- ア. 行為地（その出入口を除く）の境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、**在来種**の中高木の樹木による緩衝帯を配置すること。
- イ. 緩衝帯の面積（投影面積）が行為面積の20%以上であること。

緩衝帯の配置例



③ 振動・騒音の抑制

工事中は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用やその他の方法により、振動及び騒音を抑制すること。

低騒音型建設機械の例



④ 濁水対策

次に掲げる条件を満たしていること。

- ア. 行為に際し、貯留施設を設置しない場合は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末へ浸透柵を設置するなど、濁水対策を講ずること。

- イ. 採石法に基づき岩石を採取する場合は、資源エネルギー庁が作成した「採石技術指導基準書」による措置を講ずること。

沈砂池の設置イメージ



⑤ 排水の計画

行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。

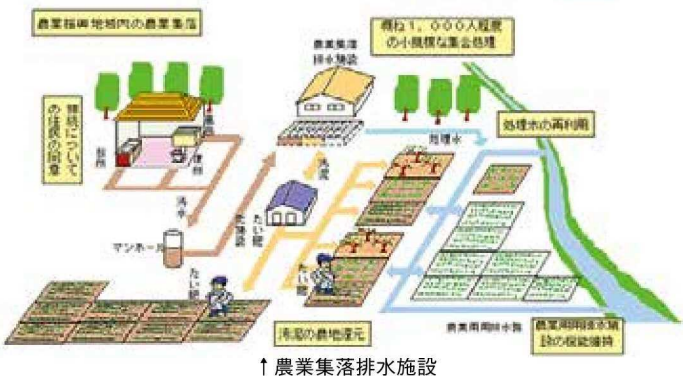
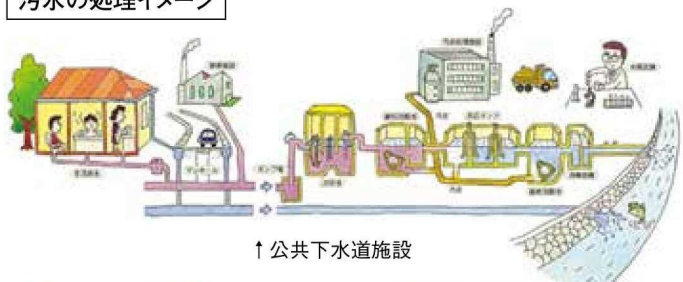
四季を通じて流水のある谷のイメージ



⑥ し尿及び雑排水の処理

し尿又は雑排水が生じる場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。

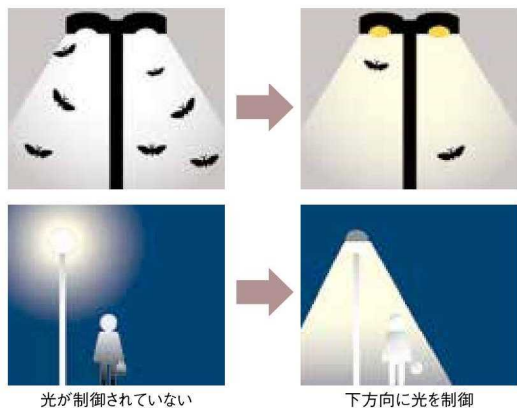
汚水の処理イメージ



⑦ 光害の抑制

屋外照明その他これに類するものを設置する場合（農作物の安定栽培や病害虫防除のために設置する場合は除く。）は、光害を抑制するため、光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。

光害の抑制イメージ



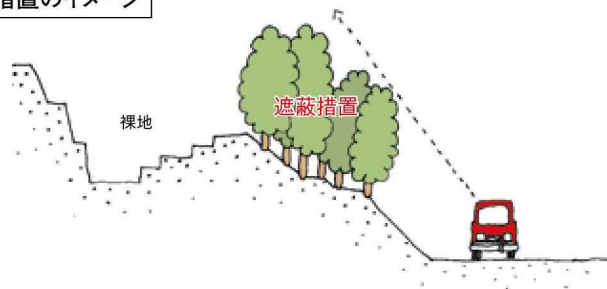
景観の保全(21項目)

① 裸地の遮蔽

行為地に、主要な眺望場所（四万十川本川又は本川沿いの主要な国道若しくは県道）から見える裸地が生じる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、**在来種**による高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。

ただし、切土にあってこれにより難しい場合は、高さ100m程度ごとに法面の緑化を行うなど、長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。

遮蔽措置のイメージ



② 稜線の分断

稜線側にある「保全・活用地区」の境界線を分断しないこと。

ただし、風力発電施設、電波塔及び電線路等の支持物その他これらに類するものの設置であって、知事が特に認める場合は、この限りでない。

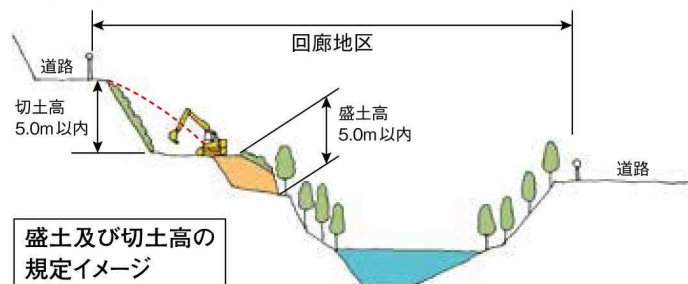
稜線を分析する行為のイメージ



③ 盛土及び切土の高さ

「回廊地区」においては、盛土又は切土の高さは、それぞれ5.0m以下であること。

なお、このときの高さは、行為地内における最大値とする。



④ 石垣の保全

行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、行為地内において材料として利用すること。

棚田の石垣を保全した例



⑤ 天然林の保全

「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

- ア. 水辺の天然林は原則として保全すること。
- イ. 行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

水辺の天然林の保全

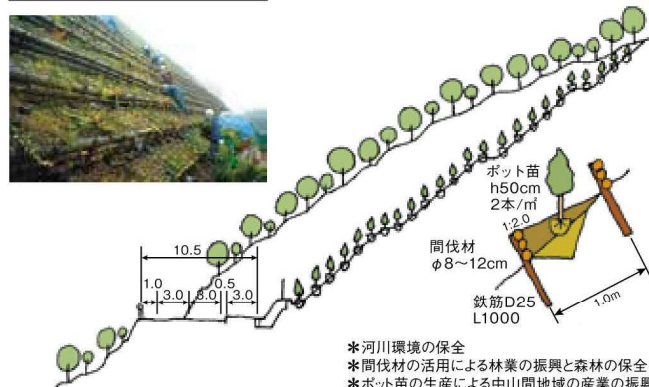


⑥ 法面等の緑化

行為の完了後は、その跡地を必要に応じて埋め戻し、行為地に生じた盛土及び切土の法面は、裸地が生じないように次に掲げる方法により緑化をすること。ただし、採石法に基づき岩石を採取する場合は、資源エネルギー庁が作成した「採石技術指導基準書」による措置を講ずること。

- ア. 在来種の苗木による植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹付けること。
- イ. 法面の安定が確保できない場合は、コンクリート法枠などと上記アによる緑化を併用した工法とすること。

法面緑化のイメージ



⑦ 自然景観の保全

行為によって、自然景観が損なわれる場合は、次に掲げる方法により、緑化し、又は遮蔽すること。

- ア. 盛土及び切土の法面は、在来種の苗木による植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹付けること。
- イ. 盛土及び切土の法面の安定が確保できない場合は、コンクリート法枠等と、上記アによる緑化を併用した工法とすること。
- ウ. 「回廊地区」において、コンクリート、鋼材等による土地の嵩上げを行う場合は、自然石を用いたり、植栽等を施すことにより、自然の景観を保全すること。

⑧ 緑地の保全

行為の完了後は、当該行為地に原則として**在来種**による緑地を配置すること。

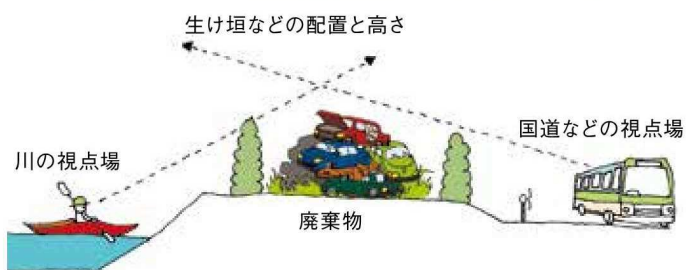
緑地を配置した施設のイメージ



⑱ 物品の遮蔽

主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、**在来種による**植栽又は木柵等により、遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。

物品の遮蔽措置のイメージ



⑳ 太陽光発電施設の遮蔽

行為地が、主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺景観と調和するよう**在来種による**植栽又は木柵等により、遮蔽措置を講ずること。

周辺の景観と調和する遮蔽措置のイメージ



㉑ 附帯して行う行為

附帯して行う行為にあつては、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア. 高さ1.0mを超える盛土及び高さ2.0mを超える切土の法面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。
- イ. 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、行為地内において材料として利用すること。
- ウ. 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。また、行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30%以下とすること。

石材を活用した事例

